

## 東海北陸厚生局石川支部長より回答

平成25年12月25日 東海北陸厚生局回答

平成25年12月20日

東海北陸厚生局石川支部長へ連絡

石川支部長より回答

平成25年4月21日集団指導での湿布薬投与期間中の柔整師の保険請求不可の指導について、当日の「読み原稿」にはその様な文言は無かったが、担当者が口頭で、個別指導での例を踏えて話しをした様です。今後、誤解を与える様な発言の無いよう十分注意をするよう指導しました。

## 東海北陸厚生局に感謝とお礼

東海北陸厚生局に感謝とお礼

本問の要点は「重複診療やハシゴ診療の禁止」と整復医療に対する「医師受診優先」対「整復師受診不可」の考え方の問題の注意です。本問の誤解は整復師医療に対する非医療・非診断とする誤解の延長にある問題です。患者のための医療を医師のための医療とする誤解と整復師への偏見の誤りです。